

日本原生生物学会 ネットワーク委員会細則（案）

（設置）

第1条 日本原生生物学会にネットワーク委員会（以下「委員会」という）をおく。

（業務）

第2条 委員会は以下の業務を行う。

- （1）ネットワークの運営・管理
- （2）編集委員会からの要請に応じた学会関連情報（学会誌を含む）のウェブページの運営・管理
- （3）会長・評議員選挙における、選挙管理委員会の求めに応じた電子投票システム利用の補助
- （4）メーリングリストなど、メールサーバーの運営・管理

（構成，任期）

第3条 委員会は，編集担当評議員，庶務補佐担当評議員および会員若干名で構成する。

2 委員会の委員は，会長が推薦し，評議員会の承認を受ける。任期は会長・評議員の任期と同じとし，再任は妨げない。委員長は委員の中から会長が指名する。

3 委員長は，委員会を招集し，その議長となるとともに，委員会の業務を統括する。

附則

1. この規則は，令和2年11月16日より施行する。